



日医発第 156 号 (地域)
令和 5 年 4 月 13 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
副会長 猪口 雄二
常任理事 江澤 和彦
(公印省略)

紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に事務連絡「紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて(周知)」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がございました。

紹介受診重点医療機関については、「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」(令和5年4月6日付日医発第80号(地域))を貴会宛にご案内しているとおおり、外来機能報告を踏まえ、地域の協議の場において協議を行って医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として明確化することとされております。

本通知は、紹介受診重点医療機関について啓発のために作成されたリーフレットとポスターについて積極的な活用を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

追って、添付のリーフレットとポスターは下記の厚生労働省ウェブサイトでもデータが入手可能であることを申し添えます。

記

- ・紹介受診重点医療機関について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html

以上

事務連絡
令和5年4月11日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて（周知）

標記について、別添のとおり、各都道府県に対し周知しましたので、ご了知の上、各医療機関へ周知いただきますよう、ご配慮願います。

別添

事務連絡
令和5年4月11日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットについて（周知）

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和5年3月31日付け医政地発0331第7号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、外来機能報告を踏まえ、地域の協議の場において協議を行い、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとしております。当該協議のとりまとめに当たっては、地域の住民への周知などについて十分に配慮することとされております。

今般、紹介受診重点医療機関啓発ポスター及びリーフレットを制作いたしましたので、貴部（局）におかれましては、紹介受診重点医療機関の周知に当たり積極的な活用をお願いします。具体的には、各都道府県の庁舎、保健所、紹介受診重点医療機関をはじめとする医療機関、医師会等の関係団体など、周知に有効と考えられる場所への掲示や周知等をお願いします。

なお、厚生労働省「紹介受診重点医療機関について」のホームページ上にポスター及びリーフレットのデータを掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

【厚生労働省 紹介受診重点医療機関について】

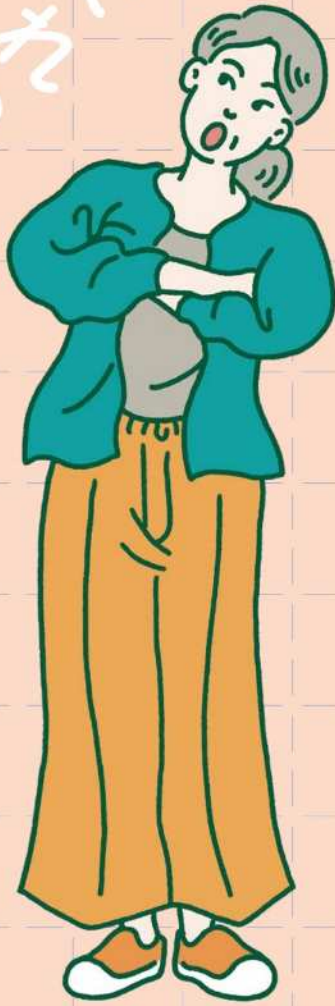
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html

【連絡先】

厚生労働省 医政局 地域医療計画課
外来・在宅医療対策室
E-mail : zaitaku@mhlw.go.jp

始まります。

紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医からの紹介状を持って
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- この制度により、医療機関の混雑緩和や、スムーズな受診につながります。
- 紹介状がなく来院された場合は、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

上手な/
医療の
かかり方

症状

かかりつけ医

紹介状を持って
「紹介受診重点医療機関」へ

2023年新制度スタート

1 「紹介受診重点医療機関」とは？

- 外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関です。
- 手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っています。
- 「紹介受診重点医療機関」の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご確認ください。



へえどうやって受診するの？

2 紹介状を用いた受診のながれ



- 「かかりつけの医療機関」を受診後、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に紹介状が発行されます。
- 紹介状を持って「紹介受診重点医療機関」を受診し、専門的な検査や治療を受けた後は、「かかりつけの医療機関」にて、経過を見てもらいましょう。
- 「かかりつけの医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮等が期待されます。

なるほど！
待ち時間が
減るのはいいね！

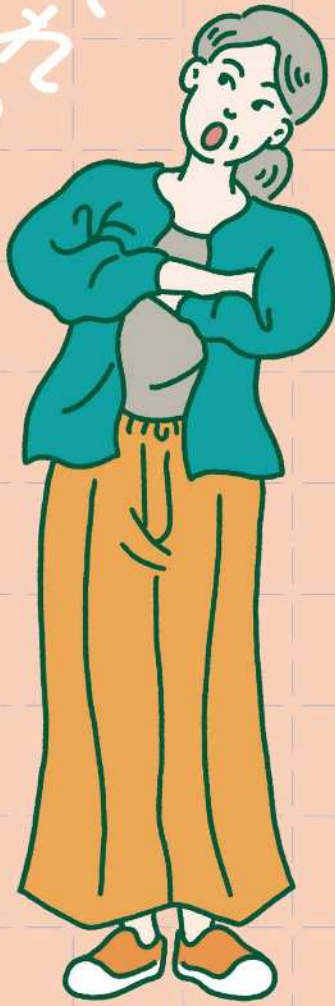


3 新しいかかり方のコツを覚えて通院しましょう！



始まります。

紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医からの紹介状を持って
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- この制度により、医療機関の混雑緩和や、スムーズな受診につながります。
- 紹介状がなく来院された場合は、一部負担金(3割負担等)とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

上手な/
医療の
かかり方

症状



かかりつけ医



紹介状を持って
「紹介受診重点医療機関」へ

2023年新制度スタート

